

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画【概要】

～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～

第1部 第二次実施計画の基本的な考え方

第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定【冊子P.3～11】

策定の背景

- 平成16年11月：東京都特別支援教育推進計画策定
- ◆ 13年間の長期計画（平成16年度～平成28年度）
 - ◆ 三次にわたる実施計画に基づき、全ての学校において特別支援教育を着実に推進

- 障害者権利条約の発効
- 障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正等、障害者に関する法律が整備 など

こうした障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえ
特別支援教育を更に推進するため、平成29年2月に
「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

- ◆ 今後の都の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画（平成29～令和9年度）
- ◆ 併せて、具体的な取組等の内容を明らかにする5年間の第一次実施計画を策定（平成29～令和3年度）
- ◆ 基本理念
共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成
- ◆ 施策の方向性
基本理念の実現に向け、以下の方向性に沿って施策を推進

- 方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実
- 方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
- 方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- 方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

第2章 第二次実施計画の策定【冊子P.12～30】

1 東京都を取り巻く状況の変化

国の動向

学習指導要領の改訂

- ・インクルーシブ教育システムの推進による学びの連続性の重視

GIGAスクール構想

- ・一人1台端末と通信ネットワークの一体的な整備

中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して

- ・連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

都の動向

「未来の東京」戦略

- ・共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現
- ・多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進

東京都教育施策大綱

- ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出

東京2020大会の開催とオリンピック・パラリンピック教育のレガシー

- ・開催による共生社会への機運の拡大と、レガシーとしての教育活動の推進

2 第二次実施計画の策定の考え方

- ① 第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、更なる充実に向けた取組を一層推進
- ② 特別支援学校の在籍者数の将来推計の結果を踏まえて、都立特別支援学校の規模と配置の適正化などの取組を着実に推進
- ③ 社会状況の変化等に対応するため、次の3点の施策に重点的に対応

インクルーシブな教育の推進

医療的ケア児への支援の充実

デジタルを活用した教育の推進

全ての学びの場における特別支援教育を充実

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立や社会参加を促進
⇒ 共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す

3 第二次実施計画の計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間

4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進

国の動向を踏まえつつ、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進

① 都教育委員会

- ◆ 全ての公立学校における特別支援教育の充実のため、区市町村や学校の実態を踏まえつつ、最も効果的な方法により、様々な事業を展開
- ◆ 国の動向や考え方も踏まえつつ、施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育を一層充実

③ 都立特別支援学校

- ◆ 障害のある子供一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させていくため、高い専門性を発揮できる指導体制を引き続き構築
- ◆ センターの機能の発揮により、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援

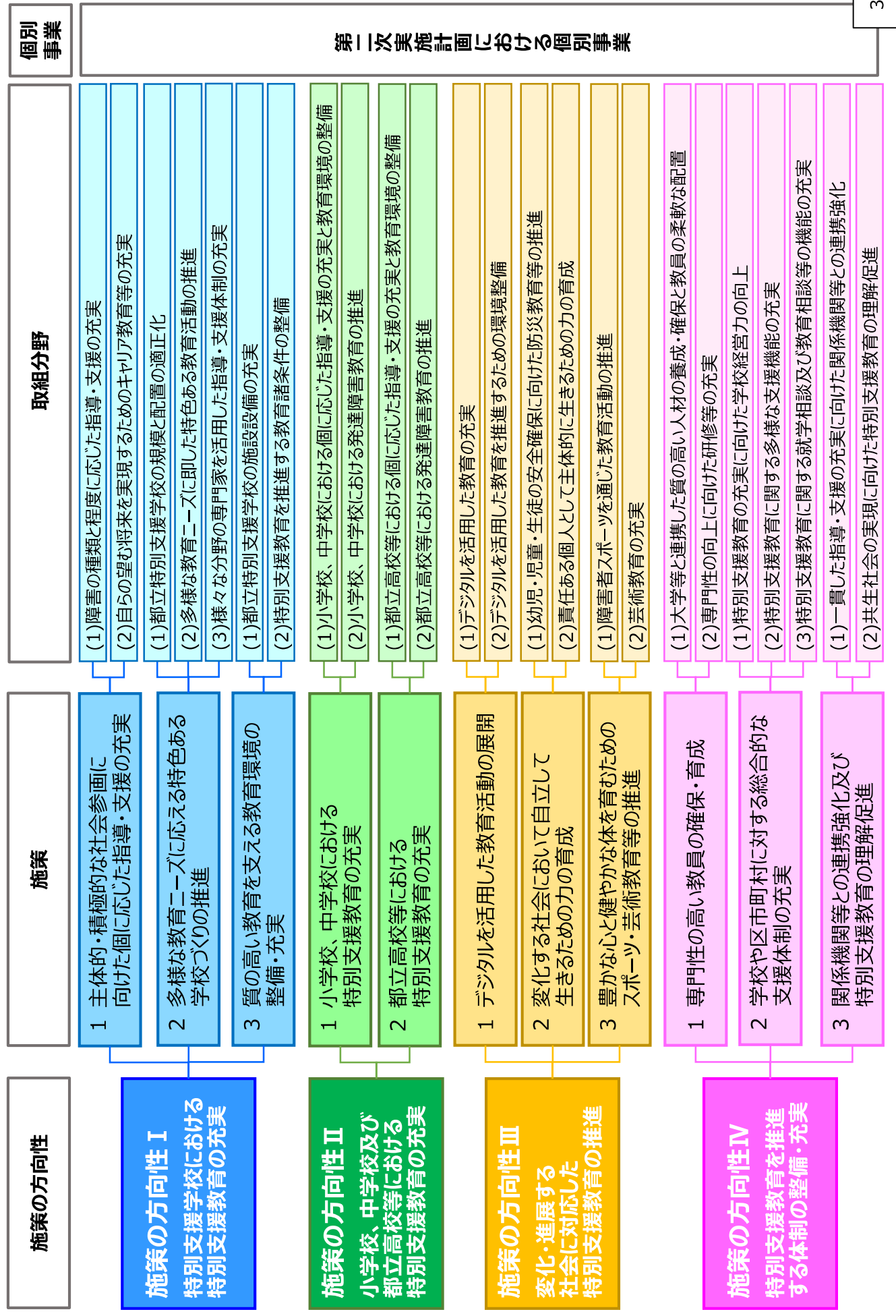
② 区市町村教育委員会

- ◆ 第二次実施計画の趣旨や施策の方向性を踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする子供が在籍するとの認識の下、特別支援教育を充実
- ◆ 発達障害のある子供への指導内容・方法の充実や、医療的ケア児を支援する実施体制の整備などが必要

④ 小・中学校及び都立高校等

- ◆ 小・中学校及び都立高校等に発達障害を含む障害のある子供が多数在籍する状況を踏まえ、指導・支援等を一層充実
- ◆ 通常の学級、特別支援学級や特別支援教室を含む通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行う体制を整備

5 第二次実施計画における施策の体系



第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実 [冊子P.33～80]

1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

○ 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実 [冊子P.34]

教育活動の質の向上を図るためのカリキュラム・マネジメントの充実に向け、各学校が個別指導計画に基づき児童・生徒の学習の成果を的確に捉え、教育課程の評価・改善につなげる方法を検討

○ 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学校版）の開発 [冊子P.40]

児童・生徒の学習状況を的確に把握し、その結果に基づき、児童・生徒一人一人に最適な指導内容をより設定しやすくてできる学習支援アセスメントを開発

2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

○ 知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化 [冊子P.51～53]

都立知的障害特別支援学校の在籍者数は、今後も増加が見込まれることから、学校の新設や校舎の増改築などにより教育環境を整備

○ 職能開発科の設置の推進 [冊子P.59]

知的障害が軽度から中度の生徒を対象として、主に職業教育を実施する職能開発科について、既設の4校に加え第二次実施計画期間中に3校へ設置し、生徒の企業就労を促進

令和5年度：青鳥特別支援学校

令和6年度：練馬特別支援学校

南多摩地区特別支援学校(仮称)

※ 推進計画(第二期)の計画期間中に更に1校へ設置

○ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実 [冊子P.64～65]

・児童・生徒の多様な悩みや不安に対応するため、都立知的障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校のうち12校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させるモデル事業を実施

・都立学校「自立支援チーム」が都立特別支援学校の要請に応じユースソーシャルワーカーを派遣し、引き続き児童・生徒へ福祉的支援等を実施

○ 都立特別支援学校高等部における進路指導の充実

【知的障害】

・職業教育を主とする専門学科の設置により、高等部普通科に在籍する生徒の実態が変化していることから、各学校で複数設定している教育課程の在り方を見直し、指導を充実 [冊子P.47]

【視覚障害・聴覚障害】

・生徒の進路を見据えて必要な資質・能力を育成できるよう、高等部普通科の教育課程や専攻科のコース設定の見直しを図り、適切な進路選択につなぐ職業教育を充実 [冊子P.47]

・大学進学を目指す中高一貫校の中央ろう学校において、学習支援アプリ等の活用により学力の向上を図るなど、進路指導を充実 [冊子P.48]

3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

○ 医療的ケア児への支援の充実 [冊子P.72～77]

【医療的ケア児専用通学車両の運行】

・都立肢体不自由特別支援学校で運行している専用通学車両について、勤務形態の多様化や乗車時の報酬引き上げを図るとともに、看護師以外の職の新設等により、車内で医療的ケアを行う看護師の確保を推進

・都立知的障害特別支援学校等での運行に向けたモデル事業により、実施のための学校体制・手続等を検証

・専用通学車両への乗車が困難で電車やバス、自家用車等による通学ができない児童・生徒が、通学手段として福祉タクシー等を利用する場合の交通費を支援

【医療の専門的知見の活用】

・医療的ケアの高度化・複雑化に対応するため、解決困難な課題について、「スクールカンファレンスチーム」を設置し、主治医をはじめ複数の医師が共同で助言する仕組みを構築

【入学後の保護者付添いの短縮化】

・学校の看護師等に医療的ケアの対処方法等を引き継ぐための保護者の付添いの期間短縮に向け、モデル事業を医療的ケア児が入学する都立特別支援学校全校へ拡大

1 小学校、中学校における特別支援教育の充実

○ 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実 [冊子P.82]

将来の社会生活で生きて働く実践的な力等を身に付けられるよう、各教科の内容を組み合わせて行う指導の形態を充実

○ 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発 [冊子P.83]

今後開発する「学習支援アセスメント（特別支援学級版）」を基に、知的障害特別支援学級において活用できる学習支援アセスメントを開発するとともに、就学相談において活用

○ 副籍制度の充実による交流活動の推進 [冊子P.85]

- ・ 副籍制度に関する保護者等を対象とした調査を実施し、その結果を分析した上で、効果的な保護者への普及啓発策の立案など、今後の充実策を検討
- ・ 特別支援学級と通常の学級との交流など新たな好事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍好事例＆アイデア集」を改訂
- ・ 特別支援学校と居住地の学校とのデジタルを活用した交流を実施

○ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究 [冊子P.86]

区市町村と連携した小・中学校における交流及び共同学習の実践的研究の推進と成果の普及

○ 特別支援教室の円滑な運営 [冊子P.89～91]

令和3年度に全小・中学校への導入が完了した特別支援教室について、各校への巡回指導や指導事例の共有等により、取組の充実に支援

○ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実 [冊子P.93]

発達障害のある児童・生徒に対し、在籍する学級でサポートを行う人材の配置等を支援し、小・中学校の体制を充実

2 都立高校等における特別支援教育の充実

○ 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施 [冊子P.96～97]

- ・ 障害に応じた施設のバリアフリー化や、介助職員等による生活介助、看護師による医療的ケアの実施
- ・ 都立高校での人工呼吸器管理への適切な対応

○ 通級による指導の充実 [冊子P.99～100]

- 専門的な知識・ノウハウを持つ都立特別支援学校が都立高校等を支援する仕組みを整備し、高校における指導を充実
- ・ 都立特別支援学校が複数の都立高校等を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を形成し、日常的な助言等を実施
- ・ エリアネットワークの中心となる都立特別支援学校に、高い知識と経験などを有する教員を新たに配置し、都立高校等を総合的に支援
- ・ エリアネットワークによる支援と研修の充実等により、全ての教員の発達障害への理解を深めることで、生徒への充実した支援を実施

○ 発達障害教育に対する教員の理解推進 [冊子P.103]

教員を対象に、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や、通級による指導の事例を取り上げた講習会を実施

1 デジタルを活用した教育活動の展開

- **デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発** [冊子P.109～111]
 - ・デジタル教科書に加えデジタル教材を活用することにより、障害のある児童・生徒の効果的な指導方法を研究・開発
 - ・知的障害のある児童・生徒のための教科書に準拠したデジタル教材を開発
 - ・視覚障害のある児童・生徒が画面を見やすくなるアプリケーションや点字ディスプレイを用いて、効果的な指導方法を研究
- **TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進** [冊子P.115]
 - ・令和4年度の高学部新入生から、生徒所有による一人1台端末を整備
 - ・端末等の購入に係る保護者の費用負担を適切に支援

2 変化する社会において自立して生きるための力の育成

- **特別支援学校における宿泊防災訓練の充実** [冊子P.119]
災害時に、学校が児童・生徒等の安全を確保することができるよう、実践的な宿泊防災訓練を引き続き実施

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

- **特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進** [冊子P.127～128]
 - ・都立特別支援学校をスポーツ交流推進校に指定する仕組みを導入し、障害者スポーツを通じた都立特別支援学校と地域の学校等との交流を更に活性化し、相互理解を促進
 - ・部活動においても、引き続き都立特別支援学校と小・中学校や都立高校等との交流を促進
- **芸術系大学等と連携した芸術教育の推進** [冊子P.130～131]
 - ・既存の芸術教育推進事業に加え、新たに写真・映像等のデジタル表現に係る指導内容・方法を研究・開発
 - ・新たに「Web美術館（仮称）」を開設し、東京都特別支援学校アートプロジェクト展で展示した作品を掲載することで障害者アートへの理解を促進

第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実 [冊子P.135～172]

1 専門性の高い教員の確保・育成

- **人事異動・配置の活用による専門性の向上** [冊子P.139～142]
 - ・教員の特別支援教育に関する指導力や実践力を高めるため、小・中学校と特別支援学校との間で現在の3年間の異動交流に加え、新たな短期交流をモデル実施
 - ・小・中学校の特別支援学級等へ、高い専門性を持つ教員や経験豊かな教員を継続して配置することができるよう、人事異動や配置の工夫を検討

○ **特別支援教育に関する研修の充実** [冊子P.145～146]

- ・全ての学校において特別支援教育を充実させていくため、全校種を対象とした研修の受講機会の拡大などにより、より多くの教員の障害への理解や対応力を一層向上
- ・発達障害や知的障害に関する研修について、新たな研修の設定やキャリアに応じた研修の充実などにより、教員の素養や専門性の向上を一層促進

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

- **就学相談の機能充実** [冊子P.157～160]
 - ・区市町村の就学相談を医療や法律等の専門的知見で支援する「専門家チーム」の一層の活用を促進するとともに、就学時のみならず、進級時などの機会を捉え、障害のある児童・生徒が学びの場を柔軟に見直すための転学相談を充実
 - ・保護者が障害のある幼児・児童・生徒にとって最適な学びの場を選択することができるよう、保護者の就学相談への理解を深め、早期からの相談を促す「保護者向けガイド」等を作成し、広く周知

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

- **特別支援学校卒業生の職場定着支援** [冊子P. 165]
新たに「就労移行支援(職場定着)チーム」を編成し、地域の就労支援機関と連携して卒業生の教育から就労への円滑な移行を支援